

# 吹田市舗装たわみ量等調査解析業務 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本特記仕様書は、吹田市舗装たわみ量等調査及び解析業務に適用する。

### 第2条 目的

本業務は、FWDにより調査を実施し、調査で得た「たわみ量」に基づき、既設舗装の評価、舗装補修工法等について検討することを目的とする。

### 第3条 協議

調査実施にあたり、本特記仕様書及び設計図書等に明示なき事項及び質疑を生じた場合には、速やかに調査職員に申し出て、協議の上、これを定めるものとする。

### 第4条 業務計画

受注者は、業務の目的を十分に理解し、あらかじめ業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。また、FWD調査の実施時期等については調査職員の承諾を得るものとする。

### 第5条 打合せ

打合せ回数は、原則としてFWD調査等の開始前、同調査完了後、成果品納入時の3回行うものとする。

### 第6条 手直し

受注者は、FWD調査等が完了したとき、受注者の責に帰すべき理由による過失粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には速やかに訂正、補足、その他の措置を行わなければならない。

### 第7条 関係官庁等の手続き等

業務履行のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、受注者の責任において迅速に処理すること。吹田警察署への手続きについては、発注者と打合せの上にてその指示によるものとする。

### 第8条 諸法規の遵守

受注者は、FWD 調査等の履行にあたっては、諸法規を遵守し調査の円滑な推進を図るとともに、諸法規の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

#### 第9条 交通安全管理

受注者は、FWD 調査等の履行にあたっては、交通状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。

本調査に起因して第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において措置するものとする。

#### 第10条 配置技術者

本業務の配置技術者は、入札参加申請日以前 3 か月以上直接雇用し、以下の資格を有するものとする。

##### (1) 管理技術者

本業務では、専門的な高度な知識を必要とするため、技術士（建設部門又は総合技術監理部門／道路）又は RCCM（道路）の資格を有するものとする。

##### (2) 照査技術者

照査技術者は、管理技術者と同等の能力と経験を有するものを選任し、設計図書等に定める業務の項目毎に成果の確認を行い、成果品の品質を確保しなければならない。そのため、技術士（建設部門又は総合技術監理部門／道路）又は RCCM（道路）の資格を有するものとする。

##### (3) その他

管理技術者と照査技術者とは兼務することができないものとする。

### 第2章 対象路線

#### 第1条 対象路線

対象路線は別紙「吹田市舗装たわみ量等調査解析業務位置図」のとおりとする。

### 第3章 FWD による調査

#### 第1条 たわみ量調査

FWD を用いて、既設舗装のたわみ量を測定する。また、測定にあたっては、次の

ことを留意するものとする。

(1) FWD 仕様

FWD たわみ量の測定方法については、「舗装調査・試験法便覧 S047」に準拠する。

(2) 記録項目

測定時の記録項目は、計測時間、載荷荷重、たわみ量、計測時気温、計測時 1 時間前気温、計測時路面温度とし、測定結果として記録する。

(3) 測定間隔及び位置

測定間隔は 20m 間隔(ちどり状)とし、測定位置は外側車輪通過部分(OWP)を基本とする。ただし、調査職員の指示がある場合並びに計測時の安全性及び測定結果に影響があると判断される理由がある場合は、協議に基づき測定位置を変更する。

(4) 測定方法

1 測点に対して FWD の荷重発生装置のおもりを連続 4 回落下させ、データを記録する。

(5) その他

国立研究開発法人土木研究所における舗装たわみ測定装置(FWD)検定認定車両を用いる。

## 第 2 条 開削調査

FWD の解析に必要なアスファルト混合物層の厚さの確認及び既設舗装構成の確認を目的として、FWD 調査結果により選定した箇所において、開削調査を実施する。開削調査に用いた削孔跡は、路盤材及び常温アスファルト混合物で埋戻し、十分に転圧を加える。

## 第 3 条 たわみ量の適正化

路面に発生するたわみ量は、路面に与えた「衝撃荷重」及び「舗装体の温度」の影響を受けることにより、「舗装性能評価法」に基づき、荷重補正と温度補正を行い、たわみ量を算出する。

## 第 4 章 舗装補修断面の検討

### 第 1 条 舗装補修断面の検討(設計)

調査結果から既設舗装を評価し、「アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧」を基に構造設計(打換え、路上路盤再生、切削オーバーレイ等)する。また、交

通量や既設舗装の損傷等を考慮し、修繕工法とその使用材料、厚さを決定する。  
なお、必要に応じてライフサイクルコストを考慮する。

## 第2条 舗装構成資料

既往舗装構成資料については、受注後、発注者から提供するものとする。

# 第5章 成果品

## 第1条 報告書作成

調査及び検討（概略設計）結果として、以下の内容の報告書を作成する。

- （1）FWD 測定結果
- （2）既設舗装の評価
- （3）補修工法及び補修断面の検討結果
- （4）経済比較

## 第2条 成果品の提出

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| （1）報告書            | 2 部 |
| （2）現場状況写真         | 2 部 |
| （3）その他、本業務に関する資料等 | 2 部 |
| （4）上記成果品の電子データ    | 1 式 |